

令和4年1月

保護者 様

赤磐市教育委員会

学校の働き方改革にかかる「登校時刻」の設定について

日頃より、赤磐市の教育推進にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、全国的に教職員の長時間労働が問題となっています。そのため、教師のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるように学校の働き方改革が進められています。文部科学省から発出されている通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の中では、小中学校の教師は正規の勤務開始時刻よりも平均で45分程度早く出勤しており、1年間で150時間にも上ることから、教師の所定の勤務時間を意識した登下校の時刻の設定が急務であることが示されています。

つきましては、次の通り児童生徒の登校時刻を設定させていただきます。保護者の皆様におかれましては、時間設定の趣旨をご理解いただき、引き続きご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 設定開始日 令和4年4月7日（木）より
- 2 登校時間帯 8：00以降を目安に登校できるようご協力ください。
- 3 その他
  - (1) 宿泊行事など、学校行事により変更することがあります。
  - (2) スクールバスを利用している児童生徒については、現行通りの運行予定時刻で登校してください。
  - (3) 朝の部活動を実施する場合は、学校からの案内により登校してください。
  - (4) 「電話対応時間」の設定に引き続きのお願いになりますが、**教職員の勤務時間は8：15～16：45**（学校によって若干前後します。）です。何卒ご理解とご協力をお願いします。

本件に関するお問い合わせ先  
赤磐市教育委員会 学校教育課  
086-955-0972